

資料 3

消費者のデジタル化への対応に関する検討会
AIワーキンググループ（第4回）

AIに関連する消費者被害の対応について

一般社団法人日本ディープラーニング協会公共政策委員会委員
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー
弁護士 落合 孝文



2020/05/25

AIによる消費者被害対応と法的責任の考え方



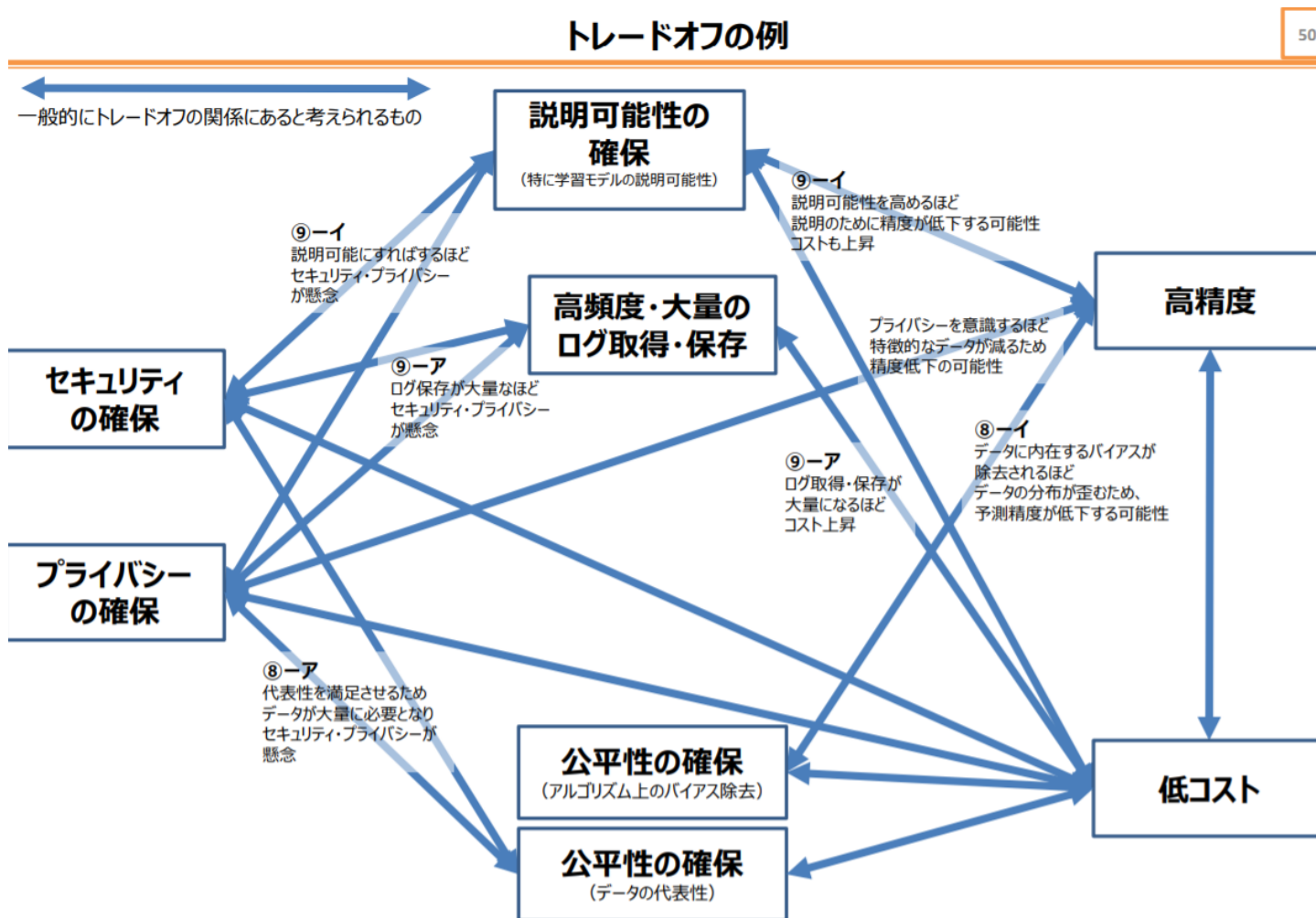
AIに関する消費者被害

- ある製品・サービスに用いられるAI（人工知能）がその利用者が想定しない推論をすることにより利用者に対して生じる損害

現時点でのAIの法的責任の考え方

- 現時点では高い自律性を有するAI、というよりは商品・サービスの一部への組み込み（AIによる責任主体の変化はない）
 - AIは「人」でも「法人格」があるわけでもない
- 情報通信技術の発展、事業モデルの複雑化の影響により、原因究明が難しい場合も増えてきている（情報サービス等の立証の困難さ）
 - AIに至らない情報サービスについても同様の議論が当てはまりうる
 - 国際的に提供されるサービスにおける問題
- AIによる特殊性
 - 予見可能性、債務不履行、欠陥等の法的概念の限界があるか（厳格責任拡大の必要性があるか）
 - 最終的に、AIの判断の機序が判明しない可能性（ディープラーニング等における透明性確保の困難さ）
 - サイバーセキュリティ、人権の確保（差別防止、人の尊厳保護等）等（新たな義務設定）

AIに関する一律な消費者保護の難しさ -様々な配慮要素のトレードオフ関係-



AIの被害にと想定される類型と達成されるべきこと



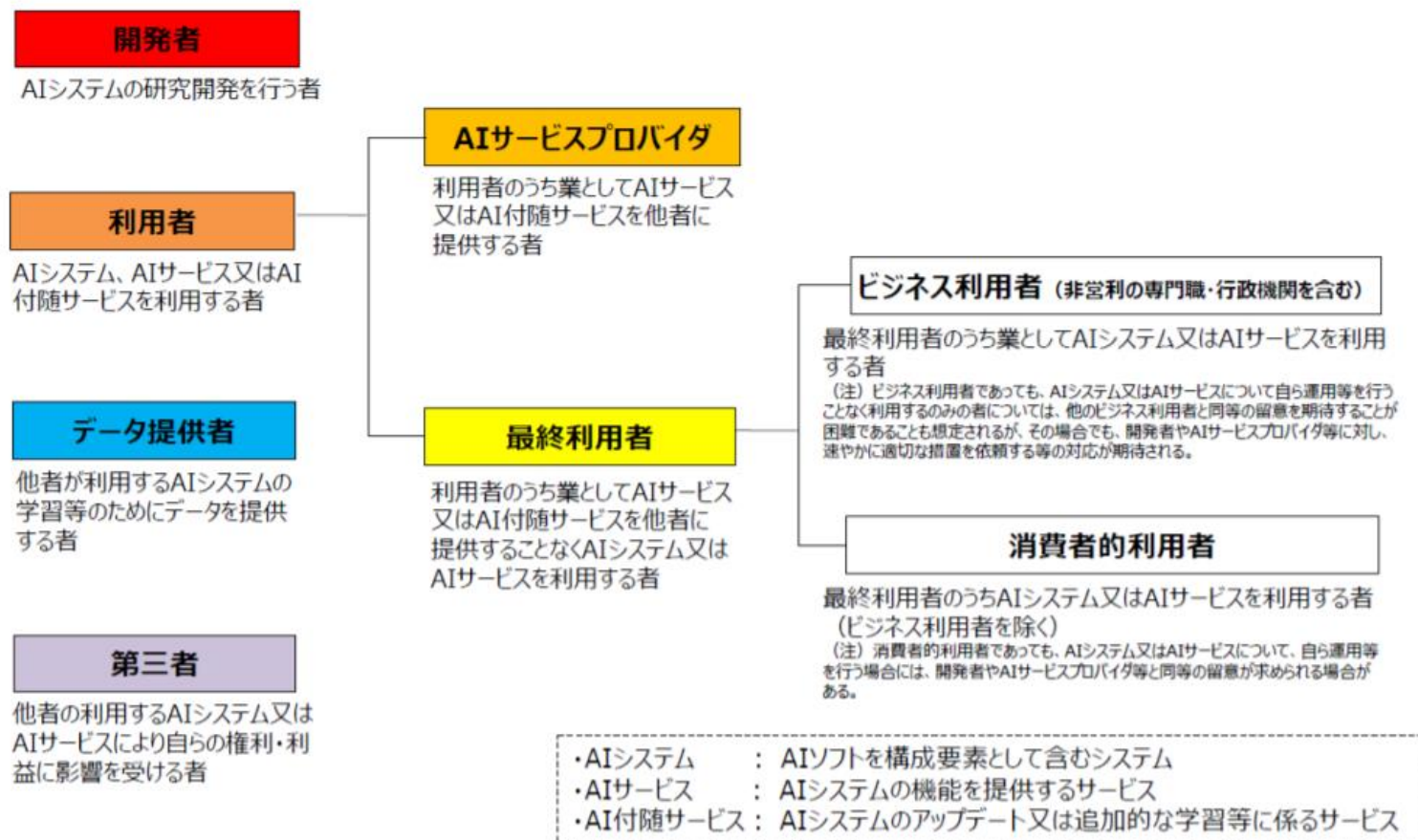
AIの消費者被害等において考慮されるべきこと

- **誰にも被害回復されない事態**が頻発する状況は**回避**されているか
 - **民事責任の追求**に加えて、**保険等の社会的な損失分担の仕組み**含めて整備
- **原因究明、再発防止等に関する仕組み**が整備されているか
 - **事故調査、紛争解決等の制度**整備も考えられる
 - **業法等**による監督の高度化に向けた整備 **(個別分野に応じた議論も重要)**

AIの被害の類型

- **類型1： AIを搭載した製品の動作**により利用者が損害を被る場合
 - メーカー：製造物責任法（PL法）が議論されることが想定
 - 販売店：売買契約等の債務不履行責任が想定。第三者の場合には不法行為責任を議論
 - 製品の保有者：特に契約関係がない第三者に損害が生じた者との関係では不法行為責任か（学説には過失責任→危険責任にのような議論を提起する論者もある）
- **類型2： AIを利用したサービスの結果**により利用者が損害を被る場合
 - 開発者：**製造物責任法（PL法）が適用されない可能性が高く、一般不法行為責任**が議論
 - サービス提供者：サービス提供契約の債務不履行責任が想定。第三者の場合には不法行為責任を議論
 - 主にサービス提供者（ベンダ）が責任主体

AIに関する関係する主体の整理例



（注）同一の個人・事業者が複数の主体に該当する場合がある。

図 2： 関係する主体の整理

欧州での関連法制の整備による救済の拡充（参考）



AI、IoT及びロボティクスの安全及び責任に関する欧州委員会レポート Report on the safety and liability implications of Artificial Intelligence, the Internet of Things and robotics (https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/report-safety-liability-artificial-intelligence-feb2020_en_1.pdf)

製造物責任指令における「製品」の定義の見直し	製造物責任指令の製品の定義の範囲をさらに明確にして、新しい技術の複雑さをよりよく反映し、ソフトウェアやその他のデジタル機能のために欠陥がある製品によって引き起こされる損害に対して、常に補償が受けられるようにすることを検討する。
複雑な環境下での立証責任の軽減／転換	AIアプリケーションの操作によって引き起こされる損害に対するEU各国の国内責任規則が要求する立証責任を軽減／転換することによって、この複雑性を緩和する必要があるかどうか、または緩和する程度を検討する。
明確なサイバーセキュリティ義務の確立	現在、製品のサイバーセキュリティ侵害に起因する損害に関して、どのような安全性への期待があり、そのような損害が製造物責任指令の下で適切に補償されるかどうかは完全には明らかではない。過失に基づく責任の枠組みにおいて、明確なサイバーセキュリティの義務を確立することは、事業者が責任の結果を回避するために何をすべきかを決定することを可能にする。
AIの自律性を踏まえた検討	市場に投入されるすべての製品がそのライフサイクルおよび合理的に予想される使用において安全であることを保証することは製造者の義務である。しかし、AIの自律性は製品の実質的な性質を変更させ、その安全性を左右することがある。今後、製品が変更または代替される場合も考慮して、「流通（putting into circulation）」の概念を再検討ことが考えられる。これにより、製品に加えられた変更について誰が責任を負うかを明確にすることにもなる。
特定のリスクがあるアプリケーションへの対応	- 特定のリスクがあるAIアプリケーションへの厳格責任の適用について、潜在的な被害者の効果的な補償を行うために、各国の国内法の適用を求めることが必要かどうか、および、その程度について検討している。 - 自動車保険指令の例にならって、責任者の支払能力に関係なく補償を確保するために、厳格責任に関連付けて利用可能な保険を締結する義務の可能性について見解を求めている。

開発側からの回収可能性

- 旧来の物について、メーカーは小売業者等よりも資力有 = 回収可能性高
- AI製品・サービスはどうか。責任が過度に厳格になると開発者が避ける可能性
- メーカーへの債務不履行責任の追及は困難な場合が少なくない
 - メーカーから直接製品を購入しない限り契約関係がない
- PL法は、「製造業者」等を責任対象として明示
 - 契約関係なくともメーカーに直接責任の追及が可能

立証命題の転換

- 一般不法行為は「過失責任」= 製造者の故意・過失の立証が必要
- PL法は、立証命題を「過失」から「欠陥」に転換
 - 「欠陥」が認定できれば「過失」がなくとも責任が認められる（無過失責任）

AIと責任の関係検討 製造物責任法（PL法）を例に②



PL法上の「欠陥」

- 当該製造物の**特性**、その通常予見される**使用形態**、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の**当該製造物に係る事情**を考慮して、**当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること**（PL法2条2項）
- 「欠陥」に関する厳密な科学的機序や具体的な構造の不具合まで主張立証する必要はない（東京地判平成25年3月25日判タ1415号346頁）

AIの「通常有すべき安全性」の客観的基準？

- AIの性能は**学習用データセットに大きく依存**（帰納的推論・開発）
- 帰納的な推論過程は**人間に理解困難な場合が少なくない**（ブラックボックス）
 - 「**不具合**」と思われる事象であっても推論には問題がないケースも想定される
- AIの性能は運用の際に用いる入力データにも大きく左右される
 - 学習用データセットと前提条件が異なるデータでは正しい結果が出る保証はない

「欠陥」立証の難しさ

- 製品・サービスの性能等がAIのみに依存しない場合
 - そもそも、「欠陥」の対象は**製品・サービスなのか、組み込まれたAIなのか**
 - 原因の切り分けができるのか（分析ができてコストが現実的か）

保険の考え方



実務的な対応方向

想定されるリスクについて、責任の分配を明らかに

- 消費者には（必要に応じて）考えられる**リスクに関する契約関係を整理**
- **事業者側の開発・サービス提供における留意点**（注：注意義務の基礎となりうる）についてAI利用を念頭に整理
 - **将来的に、重要な分野**等について概念整理が必要な場合は、責任関連の**法的基盤整備の可能性**
- 例えば、国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」報告書（平成30年3月）では、**レベル3までを想定した自動走行**について以下の方針を示した。
 - 法改正の必要性までは示さない
 - 運行供用者責任の注意義務の内容や、外部データの誤謬や通信遮断等と「構造上の欠陥又は機能の障害」の解釈を示す
 - 法的責任が生じない可能性があるハッキングによる事故については、政府保障事業で対処との方針を示した

事業者に対する業法等での義務付けのあり方

- **一般的・抽象的にはある程度の留意点は整理**されている（総務省AIネットワーク社会推進会議等多数）
- **各分野の業法等**において、重視すべき点を整備する

損害発生に備えた保険の利用

- 保険に適する事項のうち、問題発生時の損害が大きく、**法的責任に囚われず消費者保護が必要な分野**
- **将来的には立法を検討の可能性**
 - 欧州を参考にするとするれば、ハイリスク分野には厳格責任＋強制付保など

発表担当・資料作成



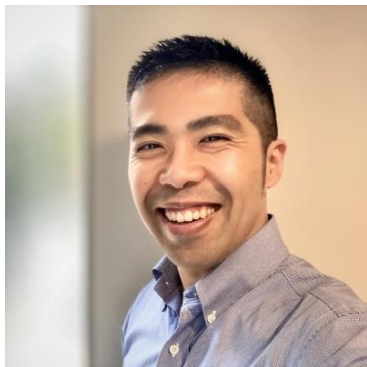
弁護士 落合 孝文（発表担当）

第二東京弁護士会所属

E-mail : takafumi.ochiai@aplaw.jp TEL : 03-5501-2361（直通）

2004年慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業。同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。森・濱田松本法律事務所で約9年東京、北京オフィスで勤務し、国際紛争・倒産、知的財産、海外投資等を扱った。近時は、金融、医療、不動産、MaaS、ITなどの業界におけるビジネスへのアドバイス、新たな制度構築などについて活動を行っており、政府、民間団体の様々な検討活動にも参加している。

内閣府政策参与（地方創生推進事務局・国家戦略特区担当）、経済産業省 Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会委員、総務省AIネットワーク社会推進会議影響評価分科会委員、日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会（IT問題検討PT）幹事などを歴任。



弁護士 松下 外（資料作成協力）

第一東京弁護士会所属

E-mail : gai.matsushita@aplaw.jp TEL : 03-5501-1093（直通）

2006年東京工業大学工学部情報工学科卒業、2009年東京大学法科大学院修了。2016年New York University School of Law修了（LL.M. in IBRLA）。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、2017年米国NY州弁護士登録。日本・シンガポール・ニューヨークの法律事務所勤務を経て、現職。2017年6月から理化学研究所AIPセンター客員研究員、同年12月から経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会」構成員。

お問い合わせ・アクセス



お問い合わせ先：

パートナー弁護士 落合孝文（第二東京弁護士会）

takafumi.ochiai@aplaw.jp

アクセス：

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-2

富国生命ビル（総合受付：16階）

Tel: 03-5501-2111（代表）

Fax: 03-5501-2211

JR

（山手線・京浜東北線）新橋駅 日比谷口 徒歩6分
地下鉄

（都営三田線）内幸町駅 A6出口直結

（千代田線）霞ヶ関駅 C4出口 徒歩3分

（日比谷線）霞ヶ関駅 C4出口 徒歩3分

（丸ノ内線）霞ヶ関駅 B2出口 徒歩5分



当事務所に関するリーガル・ノーティス

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークス・ヤンセン外国法事務弁護士（ドイツ連邦共和国法）と外弁法に定める外国法共同事業を行います。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者並びにマーシャル諸島共和国弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、台湾（中華民国）、インド、オーストラリアクインズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。

当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして、英国子会社たる Atsumi & Sakai Europe Limited（Director: 金久直樹日本国弁護士）を有し、同オフィスを通じて助言を提供しています。またフランクフルトオフィスたるドイツ法上の弁護士法人たる Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH（現地代表：フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士）とも提携関係を有しています。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。

